

伝染性紅斑(りんご病)の警報発表について(注意喚起)

県内で伝染性紅斑の患者が増加しています。

県が実施している感染症発生動向調査の令和6年37週において、気仙沼保健所管内における1定点医療機関当たりの患者数が4.50人となり、警報開始基準(2人)を超えました。今後、他の地域においても感染者の増加が予想されますので、注意が必要です。

伝染性紅斑は幼児・学童を中心に流行がみられる感染症です。予防接種はありませんので、感染を予防するために、手洗い、咳エチケットの徹底をお願いします。

妊娠中(特に妊娠初期)に初めて感染した場合、まれに胎児の重症な心不全(胎児水腫)や流産を引き起こすことがあります。妊婦の方は流行時期にかぜ様症状の人に近づくことを避けて、万一感染した場合はかかりつけの産科に相談しましょう。

～伝染性紅斑(りんご病)とは～

原因:ヒトパルボウイルス B19 により感染します。

症状:両頬に境界鮮明な紅い発疹(りんご病の俗名がある)が現れます。

続いて、手足に網目状・レース状の紅斑が現れる。成人では関節痛・頭痛を訴えることもあります。頬に発疹が出現する7～10日くらい前に、微熱や風邪のような症状などが見られることが多く、この時期に最もウイルスを排出します。発疹が現れる時期にはウイルスの排出量は低下し、感染力もほぼ消失します。発疹は1週間程度で消失し、自然に回復します。

好発年齢:幼児、学童に多い。

感染経路:飛沫感染(咳やくしゃみで飛散した飛沫の中のウイルスにより感染します。)

治療:特別な治療法はなく、対症療法が行われます。

～伝染性紅斑(りんご病)の予防～

- 1 咳エチケットを徹底しましょう
- 2 石けんと流水による手洗いを心がけましょう。

- 患者報告数(第37週:令和6年9月9日～9月15日)
気仙沼保健所管内における1定点医療機関当たり患者報告数:4.50人
宮城県内における1定点医療機関当たり患者報告数:0.18
- 参考となるホームページ
国立感染症研究所「伝染性紅斑とは」
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ta/5th-disease.html>
宮城県結核・感染症情報センター
<https://www.pref.miyagi.jp/site/hokans/kansen-center.html>

宮城県における1定点医療機関当たりの伝染性紅斑患者報告数

